

Q1 国税や県税、市町村税の優遇措置は、県内事業者でも対象になりますか。

A1 県内事業者、県外事業者を問わず対象になります。
なお、一部の税目（例えば法人税）については、青色申告をしていること等の要件が定められている場合があります。

Q3 赤字の事業者にメリットはないのでしょうか。

A3 適用できる税目（固定資産税など）によっては、赤字の事業者であっても税制優遇を受けることができます。
また、初年度が赤字であったとしても、2年度目以降に黒字となった場合には課税免除の優遇措置を受けられる場合があります。

Q5 不動産取得税（県税）に係る課税免除の申請期限が過ぎてしまいましたが、事業税（県税）の課税免除を受けることができますか。

A5 不動産取得税における課税免除の適用可否に関わらず、事業税の課税免除を受けることができます。

Q2 課税免除のことを知らずに設備を取得してから3事業年度が経過していますが、今後の事業税の課税免除を受けることができますか。

A2 一部の制度*を除いて、今後納付期限が到来する事業税については課税免除を受けることができます。
*産業高度化・事業革新促進地域制度。

Q4 国税の優遇措置を受けていませんが、県税の課税免除を受けることができますか。

A4 国税における優遇措置の適用可否に関わらず、課税免除を受けることができます。

Q6 機械装置や器具備品についてリースを利用しようと考えてます。リースの場合でも対象となるのでしょうか。

A6 リースの場合でも、制度を利用できる場合があります。

ご不明な点があれば、ご遠慮なく下記窓口へ
ご相談下さい

公益財団法人 **沖縄県産業振興公社** 沖縄特区・地域税制等活用促進事業
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階

TEL: 098-894-6377 E-Mail: okitoku@okinawa-ric.or.jp

URL <https://www.zei-tokku.okinawa/>

営業時間/8:30~17:15(土日、祝日を除く) ※来社ご希望の場合は、事前にご連絡ください。

事業者必見! 設備投資に係る

税の優遇制度

3つの
ポイント

☑ 県内事業者・県外事業者を問わず活用できます!

☑ 5年以内に購入した資産が対象となる場合があります! *
*但し、産業高度化・事業革新促進地域制度は、除く。

☑ 赤字でも優遇制度を活用できる場合があります!

観光地形成促進地域

産業高度化・事業革新促進地域

情報通信産業振興地域・特別地区

国際物流拠点産業集積地域

経済金融活性化特別地区

離島の旅館業に係る特例措置

お気軽に
ご相談
ください



沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口 TEL: 098-894-6377
